

令和 8 年 1 月 9 日

技術管理課

入札監視委員会の設置について

1 趣旨

学識経験者等の第三者の意見を適切に反映し、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、当水道企業団の附属機関として入札監視委員会を設置する。

2 入札監視委員会の概要

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 広島県水道広域連合企業団公共工事入札監視委員会 |
| 設 置 目 的 | 入札及び契約手続の運用状況及び改善状況について有識者などに審議いただき、意見を適正な入札及び契約事務の執行に反映するため。 |
| 所 掌 事 務 | <ul style="list-style-type: none">・入札及び契約手続の運用状況等について定期的に報告を受け、その内容の審議を行うこと。・入札及び契約手続の改善状況について報告を受けること。・入札及び契約手続、指名除外等の措置並びに成績評定に係る再苦情についての審議を行うこと。 |
| 組 織 | <ul style="list-style-type: none">・委員は、公共工事等の入札及び契約について学識経験を有する者のうちから企業長が任命する。・委員会は委員 3 人以上で組織する。・委員の任期は 2 年とする。 |
| 会議の開催 | 定例会議は、原則として 3 か月に 1 回開催する。 |
| 根拠 法 令 | 委員会の設置は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）」において、国及び地方公共団体等の努力義務とされている。 |

3 設置予定日

令和 8 年 4 月 1 日